

(仮称) 松川水原太陽光第 1・2 発電所

農山漁村再生可能エネルギー法に伴う第 1 回協議会

ご提出資料のご案内

事業者： マッコーリージャパン株式会社

共同申請者： クラスタークリーンエナジー 3 合同会社

業務執行社員 クラスタージェット株式会社

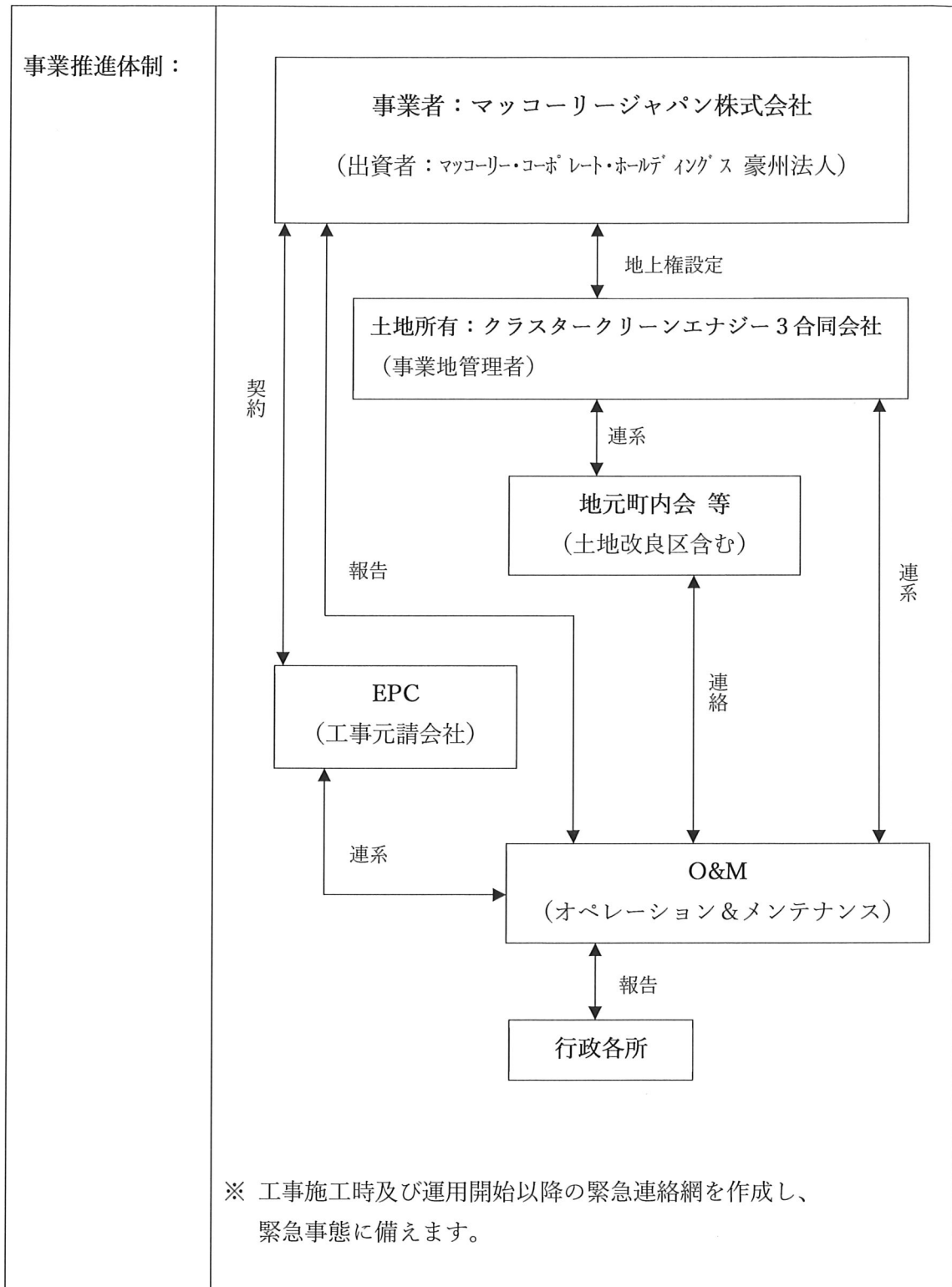
## 目次

1. 事業者及び共同申請者について
2. 事業者（グループ会社含む）及び共同申請者の  
事業推進体制について
3. 事業者及び共同申請者の再エネ実績について
4. 発電所の事業計画概要について
5. 本計画の特徴について
6. 安全・安心対策について

## 1. 事業者（共同申請者）について

事業者：	東京都千代田区紀尾井町 4-1 ニューオータニガーデンコート マッコーリーージャパン株式会社
(出資者)	(マッコーリー・コーポレート・ホールディングス〈豪州法人〉)  ※ 全世界で風力発電・太陽光発電を手掛ける法人グループです。台湾だけでも 2.6GW の電力を供給しています。
共同申請者：	宮城県仙台市青葉区二日町 16-1 クラスタークリーンエネルギー 3 合同会社 業務執行社員 クラスターゲート株式会社  ※ 宮城県を中心に、日本全国で太陽光発電所の開発事業に特化した企業です。

## 2. 事業者（グループ会社含む）及び共同申請者の事業推進体制





#### 4. 発電所の事業計画概要について

<p>1) 計画所在地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>松川水原第 1 発電所</u> 福島県松川町水原字扇平 28 他</li> <li>・ <u>松川水原第 2 発電所</u> ⇒ 再エネ法対象事業 福島県松川町水原字はるご平 74 他</li> </ul> <p>※再エネ法対象は第 2 発電所のみ乍ら、安全対策等については、第 1 発電所についても協議会で諮ることとします。</p>
<p>2) 事業地面積 (全体)</p> <p>敷地状況</p>	<p>(ア) 第 1 発電所            1,228,321 m<sup>2</sup></p> <p>(イ) 第 2 発電所            660,984 m<sup>2</sup></p> <p>【計： 1,889,205 m<sup>2</sup>】</p> <p>(a) 畑から山林へ地目変更：        1,234,347 m<sup>2</sup></p> <p>(b) 今回再エネ法対象農地：        312,317 m<sup>2</sup></p>
<p>3) 工事着工に必要な協議・許可申請・届出等</p>	<p>① 福島県環境影響評価：2019 年 12 月 16 日評価書公告・縦覧にてプロセス終了</p> <p>② 農地法に伴う農振除外申請：2020 年 2 月 28 日申請済み</p> <p>③ 土地利用計画に伴う、河川調査・比流量計算・調節池容量確定作業中（6 月中旬に計画図書提示予定です。）</p>
<p>4) 地元説明会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価各プロセス段階で 3 回実施。</li> <li>・ 非農地証明書による地目変更手続き前に 1 回実施。</li> </ul> <p>※ 事業に反対する声は皆無であった。但し、下流域の方より防災面（特に水害）に関する要望があった。</p>

5) 設備計画概要	<p>〔1〕 発電計画容量</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>第 1 発電所</th> <th>第 2 発電所</th> <th>(合計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DC 容量 :</td> <td>40,000KW</td> <td>40,000KW</td> <td>80,000KW</td> </tr> <tr> <td>AC 容量 :</td> <td>29,700KW</td> <td>29,700KW</td> <td>59,400KW</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔2〕 FIT 設備認定</p> <p>第 1 発電所 : 2014 年 3 月 28 日付      設備 ID : A654210B07</p> <p>第 2 発電所 : 2014 年 3 月 28 日付      設備 ID : A654211B07</p> <p>※ 買取価格 : 36 円, 買取期間 : 17.5 年と想定</p> <p>〔3〕 年間総発電計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 発電所 : 37,560MWh</li> <li>・ 第 2 発電所 : 37,560MWh                      【合計 : 75,120MWh】</li> </ul> <p>※ 一般家庭の約 20,800 世帯分の消費電力相当。</p> <p>〔4〕 設備投資計画</p> <p>各 149.6 億円 (税込)                      【合計 299.2 億円】</p>		第 1 発電所	第 2 発電所	(合計)	DC 容量 :	40,000KW	40,000KW	80,000KW	AC 容量 :	29,700KW	29,700KW	59,400KW
	第 1 発電所	第 2 発電所	(合計)										
DC 容量 :	40,000KW	40,000KW	80,000KW										
AC 容量 :	29,700KW	29,700KW	59,400KW										

## 5. 本計画の特徴について

<p>1) 農山漁村再生 可能エネルギー 法に伴う事業</p>	<p>本計画の内、第2発電所は、同法に伴う対象事業となります。</p> <p>① 本件の協議会で決定される一定金額を、FIT 期間（18 年を想定）寄付行為を実施することにより、地元農政等への貢献ができるものと自負しております。</p> <p>② 内容の詳細は、協議会にて決定されるものとし、事業者側はその決定に従います。</p>
<p>2) その他 地元貢献策</p>	<p>本計画は、下記等により、十分に地元へ貢献し得るものと考えております。</p> <p>① メンテナンス要員は、地元採用を心掛けます。</p> <p>② メンテナンス業務の内、地元へ発注可能なものは極力地元企業・団体で実施願うこととします。</p>
<p>3) その他</p>	<p>本計画は、昭和 51 年に福島県が分譲した計画農地で荒廃した農地を利用（再生）して太陽光事業を実施するものです。</p> <p>地元地権者、地元住民の方々の希望であった「活性化」が図れるものです。</p> <p>※ 過去の地元説明会において、「実現・実行してください。」との声をたくさんいただきました。</p>



## 6. 安全・安心対策について【その①】

	項目	対策等
施工期間中	1. 搬入・搬出日の安全	随所に交通誘導員を配置し安全対策に努めます。又、学校の登下校時間帯を避けた搬入・出計画とします。
	2. 土砂流出防止他防災対策	施工にあたり、まずは防災調節池を整備して、土砂流出・雨水対策を実施します。又、防災調節池施工中は、仮設の沈砂池を設置し土砂流出防止に努めます。
	3. パネルの飛散防止	パネル設置前の杭施工に関しては、設置地区ごとに「打設・引抜試験の実施・検証」によりその強度を担保することとします。 ※当然事前に地質調査実施・検証とは別に行うものです。
	4. 人等接触対策	発電サイト内はその周辺を高さ 2m以上のフェンスで囲い、完全に内外を遮断し安全性を担保します。
	5. 工事現場事務所設置	事業地内の遊休地に工事現場事務所を設置し、常時安全監視体制下に置くこととします。
稼働移行後	6. 緊急連絡網の作成と運用	施工中・施工後ともに詳細な緊急連絡網を作成し、事業者側は元より、地域並びに担当行政機関に配布した上で、その運用を確実に履行します。
	7. 火災発生時の対策	万一の火災発生に備えて、各サブ変電所(全体 18カ所)周辺に消防設備を配置し万一に対応します。
	8. 管理事務所設置	事業地周辺(原則徒歩圏内)に 5~8名常駐管理の可能な事務所を設置し、日々の点検・安全業務に備えます。 ※その管理事務所を 1次防災基点と位置付けます。

## 6. 安全・安心対策について【その②】

項目	対策等
1. 動・植物並びに人への環境影響対策	<p>環境影響評価のプロセスの過程において、自然（現有）排水路は全て残すこと、並びに動・植物の繁殖地となる湿地帯は極力残す計画としております。よって本事業の動・植物への影響は軽微なものと考えます。</p> <p>又、本事業地から直近人家迄は 200m 以上離れており、音等人への影響も現況から悪化するものではないと考えます。</p>
2. 土地利用計画、排水計画及び水害（防災）対策	<p>① 土地利用計画においては、まず第一に 50 年確立の雨量を受け止め得る防災調節池を設置し、昨今の異常気象に対応可能な開発事業とします。この事が事業地、下流域の住民の方々の最大関心事であり、事業者の役割と考えます。</p> <p>② 5 月 7 日現在、下流域の測量・調査が完了し、調整池の数・容量確定のための比流量の検討に入っています。6 月中旬には最終計画案を提示できる予定です。併せて、事業地内排水計画図も提示いたします。</p> <p>③ 調整池の掘削残土は、事業内で整地の予定です。搬出土砂は発生しません。又、事業地内造成は整形の為の若干の切り盛り程度を計画しております。</p> <p>④ 原則裸地には植栽を行い、土砂流出防止に努めます。又、調整池の土砂については、事業者の管理の下、適切に浚渫工事を実施し、その機能を担保いたします。</p>
3. 事業終了時点での原状回復と土地利用計画について	<p>① 原状回復費用は、事業者が FIT 期間（本事業は 17.5 年を想定）で積立することとします。又、実質の運用（運転）期間は 30 年以上を想定しております。</p> <p>② 運用終了時には設備等全て解体・撤去の上、土地所有者であるクラスタークリーンエナジー 3 合同会社（以下「CCE3」）に引き渡されます。CCE3 は、引き渡し後の土地の利用等については地元住民並びに行政側と意見調整の上決定することとします。</p> <p>③ 運用期間中は調整池の機能保全のメンテナンスは事業者が行い、運用終了後は CCE3 が引き継ぐこととなります。</p> <p>※ 本事業の場合、事業者としての管理責任と土地所有者としての管理責任という、ダブル管理体制を構築して参ります。</p>
4. 景観について	<p>人家は 200m 以上離れており問題なく、付近の県・市道からは視認不可能な立地であり、景観については影響ないと考えます。</p>